

閲 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和 6 年第 2 回定例市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
4	令和 5 年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1
5	令和 5 年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	3
(議 案)		
3 8	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	5
3 9	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	7
4 0	市税条例の一部改正について	9
4 1	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 1
4 2	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 3
4 3	藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	1 5
(諮 問)		
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1 7

このほかの提出議案

報告番号	6	公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について
	7	公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について
議案番号	4 4	令和 6 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 3 号）について
	4 5	令和 6 年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

報告第 4 号

令和 5 年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、
令和 5 年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和５年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	地方債	
			円	円	円	円	円	円
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報等システム改修業務	17,105,000	17,105,000	0	17,105,000	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業（時間外勤務手当・消耗品費・通信運搬費・手数料・委託料・使用料及び賃借料・補助金）	212,514,000	151,353,000	0	133,744,000	0	17,609,000
9. 教育費	1. 教育総務費	旧道明寺幼稚園川北分園測量等業務	1,650,000	660,000	0	0	0	660,000
9. 教育費	5. 社会教育費	旧道明寺東幼稚園空調購入費	623,000	623,000	0	0	0	623,000
合 計			231,892,000	169,741,000	0	150,849,000	0	18,892,000

報告第 5 号

令和 5 年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 5 年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 13 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和5年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 を要する資産 の繰越額	説明
						企業債	国庫補助金	その他	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和5年度 北岡2丁目公共 下水道工事	円 26,400,000	円 0	円 26,400,000	円 26,400,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	相手方と締結した協定期間で年度内の完了が困難なため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和5年度 野中1丁目工事 に伴うガス管移設工事	円 3,130,000	円 0	円 3,130,000	円 3,100,000	円 0	円 0	円 30,000	円 0	円 0	相手方と締結した協定期間で年度内の完了が困難なため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和5年度 第2工区工事 に伴うガス管移設工事	円 18,658,000	円 0	円 18,658,000	円 18,600,000	円 0	円 0	円 58,000	円 0	円 0	移設に際し、地下埋設物の撤去が必要となり年度内の完了が困難なため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和5年度 小山雨水ポンプ 場改築更新工事 業務委託料	円 295,640,000	円 0	円 295,640,000	円 169,100,000	円 126,457,000	円 0	円 83,000	円 0	円 0	自家発電設備にかかる電力ケーブルの不足により年度内の完了が困難なため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和5年度 小山雨水ポンプ 場耐震工事 業務委託料	円 20,000,000	円 10,668,000	円 9,332,000	円 4,600,000	円 4,666,000	円 0	円 66,000	円 0	円 0	消防組合との一般取扱所協議に日数を要し年度内の完了が困難なため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 を要する資産 の繰越額	説明
						企業債	国庫補助金	その他	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和5年度 府道堺羽曳野線 舗装復旧工事	円 23,909,600	円 0	円 23,909,600	円 23,900,000	円 0	円 0	円 9,600	円 0	円 0	ガス引込管の排水管への干渉が判明し、年度内の完了が困難なため。

議案第 38 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 13 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

旧市立藤井寺市民病院の跡地の活用について、学識経験者等から意見を求めるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として藤井寺市病院跡地活用検討委員会を設置するものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長	藤井寺市複合施設整備検討委員会	民間を活用した複合施設整備についての調査審議に関する事務
----	-----------------	------------------------------

」

を

「

市長	藤井寺市複合施設整備検討委員会	民間を活用した複合施設整備についての調査審議に関する事務
市長	藤井寺市病院跡地活用検討委員会	市民病院の跡地活用に関する調査審議に関する事務

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表複合施設整備検討委員会委員の項の次に次のように加える。

病院跡地活用検討委員会委員	日額 9,500円
---------------	-----------

議案第 39 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 13 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 21 号)により、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)が改正され、同法に規定する進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改められたことから、文言の整理を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例の一部を改正する条例

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年藤
井寺市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

市税条例の一部改正について

市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 13 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）において、所得割の納税義務者が公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置が講じられたことから、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和 5 6 年藤井寺市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 2 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号を次のように改める。

(9) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
附則第 2 条の 3 を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の第 2 3 条の 2 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 9 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第 4 1 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 8 号）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）において、保育所等における満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童及び満 4 歳以上の児童に係る職員配置の最低基準について見直しが行われたことから、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年藤井寺市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 32 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 45 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 48 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 4 2 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 8 6 号）
により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支
援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）において、書面掲示、
目視等を義務付けるアナログ規制における点検・見直しが行われたことから、本条
例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 3 号

藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

國 下 尊 央

生 田 達 也

提案理由

現委員畑謙太郎氏及び片山敬子氏が、令和 6 年 7 月 1 9 日を以って辞任するため、後任として任命するものである。

住所

[REDACTED]

國 下 尊 央
[REDACTED] 生

略 歴

令和 3 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員

住所

[REDACTED]

生 田 達 也
[REDACTED] 生

略 歴

令和 4 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 13 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

服 部 仁 美

大 崎 信 久

提案理由

令和 6 年 12 月 31 日任期満了によるものである。

住所 [redacted]
服 部 仁 美
[redacted] 生

略 歴

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

- 同 24年10月 人権擁護委員
- 同 28年 1月 同委員
- 同 31年 1月 同委員
- 令和 4年 1月 同委員（現在に至る）

住所

大 崎 信 久
生

略 歴

[Redacted text block]

同 4 年 1 月 人権擁護委員（現在に至る）

[Redacted text block]

